

大阪府寝屋川市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

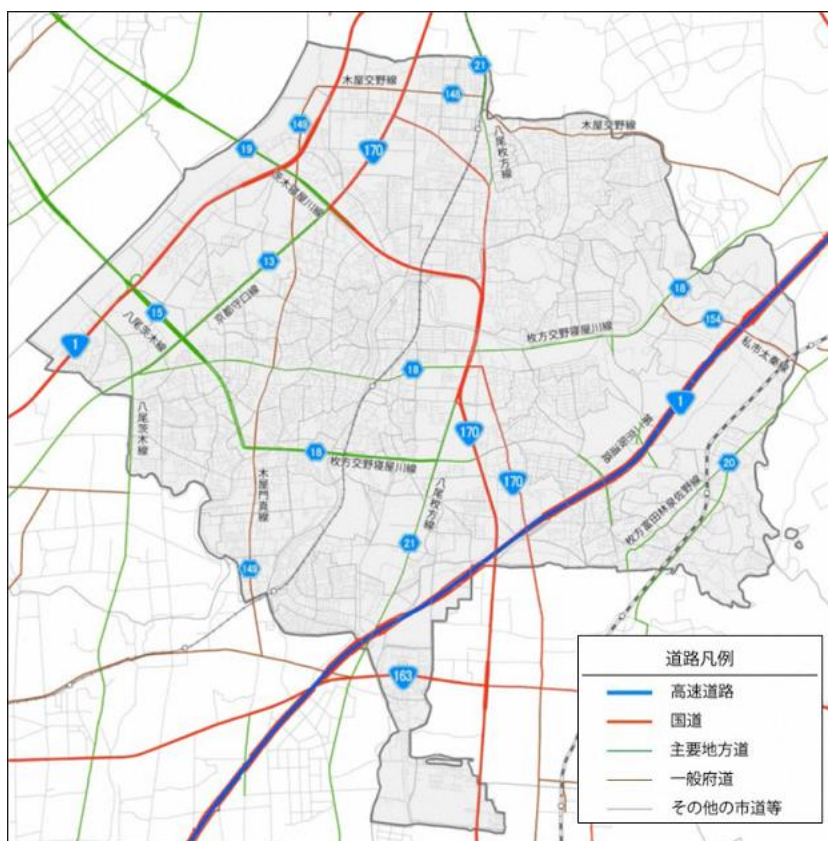
設定する区域は、平成30年12月1日現在における大阪府寝屋川市（以下、本市という。）の行政区域とする。

概ねの面積は2,470ヘクタールである。

ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区を除くものとする。

なお、本区域に、環境省が選定した生物多様性の観点から重要度の高い湿地（淀川水系）が設定されているため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

その他、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本区域に存在しない。



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等） （地理的条件）

本市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心より約 **15km**、京都市域の中心より約 **35km**の距離にある。東部は交野市、西部は淀川を境として高槻市、摂津市に接し、南部は守口市、門真市、大東市および四條畷市、北部は枚方市に隣接し、北河内地域の中心部に位置している。

行政区域内面積は、東西 **6.89km**、南北 **6.74km**、面積 **2,470** ヘクタール となっており、地形は、市域の中心部を南北に走る大阪外環状線を境に、東部丘陵地帯と西部平坦地帯に大別できる。東部丘陵地帯は、生駒山系の一部をなし海拔 **50m**前後、最高点は市東端部の打上神社のある山が **114.4m**となっている。また、西部平坦地帯は主として沖積層からなる海拔 **2～3m**の平地で形成されている。

市内を流れる主な河川として、西側を流れる淀川と東部丘陵地帯に源をもつ寝屋川があり、また、市内を縫うように流れる打上川、たち川、古川、楠根川、讃良川、友呂岐水路など中小河川や水路があり、東部丘陵地帯には、池やため池が点在している。

(産業構造)

RESASによると、本市の全産業の売上高は **700,887** 百万円、うち、製造業は **232,336** 百万円で約 **33%**を占め、また、全産業の付加価値額は **153,519** 百万円となっており、うち、製造業は、**38,558** 百万円で約 **25%**を占めている。産業構造は、事業所数では全産業に対する第二次産業の占める割合が約 **16%**、第三次産業は約 **84%**、従業員数ではそれぞれ約 **18%**、約 **81%**となっている。本市の産業は、高度成長期においては近隣市に所在する大企業の事業拡大及びそれに伴う人口急増とともに発展してきた。近年では医療や福祉といった業種が増加傾向にあり、また、独自の技術を有する製造業など多種多様な産業が集積している。

製造業における売上高及び付加価値額の上位を占める業種及びそれぞれの割合は、RESASによると、輸送用機械器具製造業 **16.2%**、**7.4%**、食料品製造業 **2.4%**、**1.7%**、金属製品製造業 **2.2%**、**2.5%**、プラスチック製品製造業 **1.9%**、**2.1%**となっている。

(インフラの整備状況)

1) 鉄道

本市には、京阪電気鉄道本線（萱島駅・寝屋川市駅・香里園駅）と JR 片町線（東寝屋川駅）の 2 つの鉄道が通っている。大阪市内までは京阪電気鉄道本線、JR 片町線共に約 **25** 分程度で、京都市内までは約 **1** 時間程度で移動が可能である。

2) 道路

本市の都市計画道路網は、都市計画道路大阪枚方京都線（第二京阪道路）、国道 1 号及び大阪外環状線などの都市拠点間を連絡する道路をはじめとして、地区間交通の処理や都市の骨格を形成する道路などその多くが幹線街路として位置づけられている。また、幹線街路の他には、自動車専用道路である第二京阪道路や、寝屋川駅前線が整備されてい

る。大阪市内までの所要時間は約 25 分程度、京都市内までは約 1 時間程度の所要時間である。

(人口分布の状況)

寝屋川市人口ビジョン(平成 28 年 2 月)によると、市制施行時(昭和 26 年)に約 3 万 5 千人であった人口は、高度経済成長期を経て大幅に増加し、昭和 40 年に 10 万人を、昭和 50 年に 25 万人を超えた。特に、昭和 40 年から昭和 45 年までの 5 年間では、人口が約 11 万人から約 20 万人へ、およそ 2 倍の急激な人口増加となった。

昭和 50 年以降、約 25 万人から 26 万人で推移する状況が続き、平成 7 年の約 26 万人をピークに減少に転じており、平成 27 年では、約 23 万 8 千人となっている。なお、世帯数については、高度経済成長期には人口と同様に急増し、人口が減少に転じた平成 7 年以降においても、都市化、核家族化の進行等により増加傾向にある。

将来人口の推計結果を見ると、総人口は、平成 32 年には 23 万人を割り込み、平成 52 年には約 20 万人まで減少する。また、総人口に占める老年人口の割合は上昇する一方、生産年齢人口、年少人口の割合は低下することが予測される。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市の産業構造は、長年ものづくりの総合力を高めてきた製造業の割合が大きく、市内の経済構造の中で重要な位置づけにある。こうした産業構造上の特性をもつ本市には輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業、食料品製造業、金属製品製造業が集積していることから、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに、他のものづくり関連産業等における生産性向上・販路開拓を支援して売上増加・収益拡大を促進する。また、大阪労働局と締結している「寝屋川市と大阪労働局との雇用対策協定」に基づき、若年者、女性及び高齢者等に対して就労支援に関する様々な取組を実施することで、質の高い雇用の創出を行う。こうした取組を通じて、高い経済的波及効果をもたらし、成長への好循環を実現させていくことをめざす。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	—	466.8 百万円	—

(算定根拠)

1 件あたり平均 6,916 万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 5 件創出し、

これらの地域経済牽引事業が促進区域で **1.35** 倍の波及効果を与え、促進区域で **466.8** 百万円の付加価値を創出することをめざす。

【任意記載のK P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の 新規事業件数	—	5件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、**6,916** 万円 (大阪府の1事業所あたり平均付加価値額 (経済センサス活動調査 (平成28年)) を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・ 促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で **1%**以上増加すること。
- ・ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で **2%**以上増加すること。

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域 (重点促進区域) を定める場合にあっては、その区域

本計画において、重点促進区域は設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

寝屋川市の輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業等の産業集積を活用した成

長ものづくり分野

(2) 選定の理由

寝屋川市の輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

市域には **7,096** の多業種にわたる事業所があり、そのうち製造業は **549** 事業所が立地している。**RESAS** によると、本市の製造業にかかる売上高（企業ベース）は、**232,336** 百万円で、全産業の売上高の約 **33%** を占めている。これは、大阪府全体で見た場合の約 **30%** を **3** ポイント上回っており、本市の製造業は大阪府全体と比較して稼ぐ力が高いと言える。

次に製造業を中分類で見た場合、製造品出荷額等が高い順に、輸送用機械器具製造業が **29,624.49** 百万円（府内 **6** 位）、プラスチック製品製造業は **24,342.13** 百万円（府内 **11** 位）となっており、輸送用機械器具製造業は製造業全体の付加価値額に占める割合が **17.9%**、製造品出荷額等では **16.9%**、プラスチック製品製造業については同様の割合がそれぞれ **15.9%**、**13.9%** となっている。

輸送用機械器具製造業は、付加価値額の特化係数が **3.07**、従業者数の特化係数が **3.10** と稼ぐ力が高い。プラスチック製品製造業も付加価値額の特化係数が **2.08**、従業者数の特化係数も **1.66** と輸送用機械器具製造業に次いで稼ぐ力が高い業種である。

また、他の主な業種については、**RESAS** によると、生産用機械器具製造業が **87** 事業所で製造業全体に占める割合が **15.9%**、金属製品製造業が **80** 事業所、割合が **14.6%** となっており、その他ものづくり関連産業も含め、中小企業を中心とした産業集積を形成している。

本市としては、こうした業種を中心に、他のものづくり関連産業等も含め企業の高付加価値化を支援するため、寝屋川市立産業振興センターを市内産業振興支援の拠点とし、市内事業所の課題解決に向け、経営支援アドバイザーによるハンズオン支援を実施している。企業が実施する生産性向上・販路開拓に係る取組を支援することで、売り上げの増加、収益の拡大及び競争力強化へと導いている。

また、市内の製造業者が保有する技術力や製品の **PR** を目的としたホームページ「寝屋川市モノづくり支援ネット」を運営し、企業間マッチングや販路開拓においても支援を実施している。また、企業の人材不足等の課題については、大阪労働局と締結した「寝屋川市と大阪労働局との雇用対策協定」に基づき、若年者、女性、高齢者等を対象とした就労支援に取り組んでおり、高校生を対象とした市内企業見学バスツアーの開催や子育て中の方を対象とした出張マザーズコーナーの開催等、質の高い雇用の創出に向けた取組を実施している。

今後も輸送用機械器具製造業やプラスチック製品製造業等の産業集積と市の施策を組み合わせながら、地域特性を活用した成長ものづくり分野のさらなる発展を目標に取り組んでいく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かし、成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 寝屋川市中小企業経営・技術支援補助金（寝屋川市）

経営・技術改善を通じて経営基盤、技術競争力の強化をめざす中小企業に対し、改善活動に要した費用の一部を補助する。

② 寝屋川市中小企業人材育成事業費補助金（寝屋川市）

中小企業の経営者や従業員が技術向上や管理能力向上等を目的として研修等を受けた場合、その費用の一部を補助する。

③ 寝屋川市産学・企業間交流等促進補助金（寝屋川市）

中小企業等によるグループが組織的に行う経営力強化を目的とする事業や、新製品・新技術の研究にかかる費用の一部を補助する。

④ 地方創生関係施策（寝屋川市）

平成 31 年度以降、地方創生推進交付金を活用し、寝屋川市の輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野において、設備投資支援等による事業環境整備や販路開拓の強化等の支援を実施する予定である。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

オープンデータ化の取組は、民間サービスの創出が期待できることから、本市では、推進に向けた庁内の体制やデータ作成に係るルール作りを進めるとともに、本市が保有する各種行政情報等のオープンデータ化と、その利用促進に積極的に取り組んでいく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業環境整備の提案は、大阪府商工労働部国際ビジネス・企業誘致課、寝屋川市立産業振興センターを対応窓口とする。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係者と連携して検討の上、適切に対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

本市では寝屋川市立産業振興センターを拠点とし、経営支援アドバイザーによる経営相談事業を実施しており、市内事業所の課題解決に向けたハンズオン支援を行っている。また、市内事業者を対象とした経営に関する課題解決や事業承継等をテーマとしたセミナーを開催している。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	平成 30 年度	平成 31 年度～34 年 度	平成 35 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①寝屋川市中小企 業経営・技術支援補 助金	実施	実施	実施
②寝屋川市中小企 業人材育成事業費 補助金	実施	実施	実施
③寝屋川市産学・企 業間交流等促進補 助金	実施	実施	実施
④地方創生関係施 策	検討	実施	実施
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①庁内の体制やデ ータ作成に係るル ール作り	実施	実施	実施
②各種行政情報等 のオープンデータ 化	実施	実施	実施
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①ワンストップ窓 口の設置	実施	実施	実施
【その他の事業環境整備に関する事項】			
①経営支援アドバ イザーによる経営 相談事業	実施	実施	実施
②セミナー開催	実施	実施	実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

<p>(1) 支援の事業の方向性</p> <p>地域一体となった地域経済牽引事業の推進に当たっては、北大阪商工会議所等の地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に発揮し、連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。そのため、これらの関係支援機関に働きかけ、理解醸成や連携関係の構築等に努める。</p>

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の内容及び実施方法

① 北大阪商工会議所との連携

北大阪商工会議所は、昭和23年に創立され、地域に根差した総合経済団体として地元商工業の振興発展のため諸事業活動を展開している。現在、寝屋川市立産業振興センター内に会議所寝屋川支所があり、本市と連携しながら市内企業の経営に関するサポートを実施している。

② 枚方信用金庫との連携

本市と枚方信用金庫は平成28年度に包括連携協定を締結し、更なる地域産業の競争力強化を目的に地域産業活性化の支援について連携協力している。

③ 寝屋川市が包括連携協定を締結している学校法人等との連携

本市は8つの学校法人等（学校法人大阪電気通信大学、学校法人常翔学園、学校法人聖母女学院、学校法人同志社、公立学校法人大阪府立大学、学校法人関西医科大学、学校法人大阪国際学園、学校法人大阪音楽大学）と包括連携協定を締結しており、その包括連携協定における協力事項として、地域産業振興、新産業創出について連携協力することとしており、本市が実施している学生を対象としたビジネスコンテストへの参画や市内事業者との共同研究等を行っている。

④ ものづくりビジネスセンター大阪(MBIO)

クリエイション・コア東大阪内にある、ものづくりビジネスセンター大阪(MBIO)は、ものづくり中小企業の最新技術・製品を展示する日本最大級の常設展示場を有する、大阪府と関係機関が運営する府内ものづくり中小企業の総合支援拠点であり、ビジネスマッチングを中心に販路開拓、産学連携、知的財産など総合的な支援を行っている。

⑤ 地方独立行政法人大阪産業技術研究所

大阪における産業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点として、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、これらの成果の普及及び実用化を促進している。

⑥ 公益財団法人大阪産業振興機構

大阪府の中核的な中小企業支援機関として、府内ものづくり企業の販路開拓支援をはじめとする様々な支援サービス（国際ビジネス支援、設備貸与、よろず支援拠点、プッシュ型事業承継支援高度化事業等）を提供するとともに、「マイドームおおさか」の貸館事業（展示会・商談会、セミナー会場等）に取り組んでいる。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。事業活

動においては、環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、必要な対策等を求めていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分に配慮する。

(2) 安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立をめざし、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑化を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

① 防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備に当たっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。

イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等の整備に努める。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

ウ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。

エ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

オ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

② 交通安全に配慮した環境の整備

ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑化を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。

イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースの確保に努める。

ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど事故防止に配慮した構造、設備の整備に努める。

③ 地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う防災訓練や地域パトロールなどの活動に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防災・防犯活動への協力を行う。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④ 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤ 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥ 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実にを行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧ その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

① PDCA 体制の整備等

本市及び大阪府は、毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成35年度末日までとする。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区

鳥獣保護区

